

## 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の 届出について

平成25年12月2日  
北陸電力株式会社

当社は、本日（12月2日）、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画<sup>1</sup>」を、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ましたので、お知らせします。

当社は、本年9月の原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）関係法令の改正に基づく「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「計画」という。）の修正について、石川県、志賀町及び富山県との協議<sup>2</sup>が終了したことから、計画を修正し、届出<sup>3</sup>を行うこととしました。（11月29日お知らせ済）

本日（12月2日）、修正した計画を、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届け出ました。

当社は、引き続き志賀原子力発電所のより一層の安全確保に取り組んでまいります。

以上

添付資料 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

### 1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、志賀原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

### 2 石川県、志賀町及び富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）及び関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

### 3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出しなければならないことを規定。

## 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）関係法令の改正に伴う原災法「第 10 条通報基準」、「第 15 条報告基準」の変更の反映

### 主な基準の変更

- ・敷地境界での放射線量に係る 15 条基準「500  $\mu$ Sv/h」を「5  $\mu$ Sv/h」へ変更
- ・10 条基準「制御棒による原子炉停止不可」を 15 条基準へ変更
- ・「使用済燃料貯蔵プールの水位が燃料集合体頂部から上方 2 m まで低下」を 15 条基準として新たに設定

- 原災法関係法令の改正に伴う「警戒事態の事象」発生時における国への連絡及び事象の一覧表の追加
- 緊急時対策棟の運用開始（本年 9 月 26 日）に伴う変更（防災資機材の一部設置場所を緊急時対策棟へ変更，緊急時対策棟を避難集合場所へ追加 等）

### < 基準の概要 >

警戒事態の事象	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが，原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象
第 10 条通報基準	原子力災害（原子力緊急事態による被害）に至る可能性がある事象
第 15 条報告基準	原子力緊急事態（放射性物質又は放射線が異常な水準で放出される事象）に該当する事象

### （参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容）

項目	主な内容
第 1 章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的，基本構想，計画の運用と修正及び定義
第 2 章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置，原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備，通報や業務に必要な設備及び資機材の整備，原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施，国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携 等
第 3 章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報，本部の設置，原子力事業所災害対策支援拠点の設置，応急措置（応急復旧，原子力災害の発生又は拡大の防止，原子力緊急事態支援組織との連携，オフサイトセンター等への原子力防災要員等の派遣など）の実施等
第 4 章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策，行政機関等への原子力防災要員等の派遣等
第 5 章 その他	他の原子力事業者への協力